○農林水産省告示第千六百五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十四年十一月二十七日農林水産省告示第二千四百七十号（平成二十五年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

北海道の表から沖縄県の表まで中「農業者戸別所得補償交付金」を「経営所得安定対策交付金」に改める。

○農林水産省告示第千六百六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十四年十一月二十日農林水産省告示第二千四百五十四号（平成二十五年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

表一類の項中「農業者戸別所得補償交付金」を「経営所得安定対策交付金」に改める。

○農林水産省告示第千六百七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十五年三月二十六日農林水産省告示第七百四号（平成二十五年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成二十六年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

北海道の表大豆の項及びそばの項中「農業者戸別所得補償交付金」を「経営所得安定対策交付金」に改め、同表別記1中「13.5度」を「7.0度」に改め、青森県の表から沖縄県の表まで中「農業者戸別所得補償交付金」を「経営所得安定対策交付金」に改める。

○農林水産省告示第千六百八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第五項の規定に基づき、平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十四号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九号

土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百五十二号）の施行に伴い、昭和五十二年九月十三日農林省告示第九百三十一号（土地改良法施行令の規定により、地積に代わるべき地積を定める件）及び昭和五十四年八月二十五日農林水産省告示第千二百一号（土地改良法施行令第五十条第八項の規定に基づき農林水産大臣の指定する地積を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

第一　昭和五十二年九月十三日農林省告示第九百三十一号の一部を次のように改正する。

前文中「第五十条第九項」を「第五十条第十項」に改める。

第二　昭和五十四年八月二十五日農林水産省告示第千二百一号の一部を次のように改正する。

前文中「第五十条第八項」を「第五十条第九項」に改める。

○経済産業省告示第百三十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年五月十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

表委任した予算科目名の欄中「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新事業移転促進事業、先端農業産業化システム実証事業（先端技術活用システム実証事業及び流通システム強化事業に限る。）に限る。）」を「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新事業移転促進事業に限る。）」に、「事業環境整備対策費補助金」を「事業環境整備対策費補助金　中小企業海外展開総合支援事業費補助金（ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業に限る。）」に、「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、新事業活動促進支援、地域中小企業イノベーション創出補助事業、グローバル技術連携支援事業、中小商業活力向上（中小商業活力向上施設整備事業及び中小商業活力向上支援事業に限る。）、地域商業再生事業、地域自立型買い物弱者対策支援事業に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、新事業活動・農商工連携等促進支援事業、小規模事業者活性化事業、地域中小企業イノベーション創出補助事業、グローバル技術連携支援事業、地域中小商業支援事業（地域商業再生事業及び中小商業活力向上事業に限る。）、地域自立型買い物弱者対策支援事業及び先端農業産業化システム実証事業に限る。）」に、「まちづくり推進総合特区推進費補助金（地域イノベーション創出実証研究補助事業に限る。）」を「まちづくり推進対策費補助金」に改め、表中

「

経済産業局長	地域自主戦略交付金

一　法第五条の規定に基づく補助金等の交付の申請の受理	
二　法第七条第一項第五号の規定に基づく補助事業等が予定に基づく補助事業の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示	
三　法第九条第一項の規定に基づく補助金の交付の申請の取下げの受理	
四　法第十二条の規定に基づく補助事業等の遂行の状況に関する報告の受理	
五　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令	
六　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令	
七　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理	
八　法第十五条の規定に基づく補助金の額の確定及び通知	

」を